

島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が交付する生活基盤施設耐震化等交付金（以下「交付金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 この交付金は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 事業に係る実施要件は厚生労働省が定める「生活基盤施設耐震化等交付金の交付について」（令和3年4月1日付け厚生労働省発生食0401第15号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）及び「生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて」（令和3年10月27日付け健発1027第1号・生食発1027第4号厚生労働省健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知。以下「取扱要領」という。）の規定によるものとする。

(交付対象事業者)

第3条 交付対象事業者は取扱要領第2第1項に規定する要件に該当する事業者とする。

(交付対象事業)

第4条 交付の対象となる事業は取扱要領第3第1項に該当する水道施設関連事業とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この交付金の交付額は取扱要領第7第1項で定める算定方法によるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定による交付申請は別記様式第1号のとおりとし、知事が毎年度定める日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない

い。

ただし、申請時において交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(交付の条件)

第7条 規則第6条によるこの交付金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第2号による状況報告書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合には、当該年度の2月15日までに別記様式第2号による状況報告書を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業の遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに遂行状況報告書を提出するものとする。
- (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、別記様式第3号による報告書を速やかに知事に提出しなければならない。なお、知事は、当該報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずる。
- (8) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第4号による調書を作成するとともに、交付対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを交付金の額の確定の日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(変更等承認手続)

第 8 条 規則第 9 条による知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第 5 号による変更承認申請書に変更理由書を添付して知事に提出しなければならない。

ただし、交付金の合計額の増減及び地区相互間の経費の流用以外の変更は軽微な変更として、変更承認申請書の提出を省略することができる。

(概算払い)

第 9 条 知事は、必要があると認めた場合においては、概算払いをすることができる。

2 交付金の交付を受けようとする者は、別記様式第 6 号による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 10 条の実績報告書の様式は別記様式第 7 号のとおりとし、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（第 7 条第 1 項（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は 4 月 5 日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、知事が定める日までに別記様式第 8 号による年度終了実績報告書を、知事に提出するものとする。

2 交付対象事業者は、第 6 条第 2 項ただし書により交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第 11 条 規則第 13 条 1 項第 4 号による機械及び重要な器具で知事が指定したものは、1 件の取得価格が 50 万円以上のものとする。

2 規則 13 条第 2 項に規定する耐用年数を勘案して知事が定める期間とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

(県内中小事業者への優先発注)

第 12 条 交付対象事業者は、交付対象事業の実施に際し県内中小企業者へ発注するよう努めることとする。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 6 日より施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日より施行し、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日より施行し、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 25 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和3年10月27日から適用する。